論 説

「エクイティ上の救済」の現代的意義

— ERISA 法 § 502(a) (3) を中心に—

中田裕子

- I はじめに
- II エクイティとは
 - (1) 伝統的なエクイティ
 - (a) 小史:エクイティ裁判所
 - (b) その特徴
 - (2) エクイティ上の救済
 - (a) 種 類
 - (b) アメリカにおける区別の必要性
- III 「新しいエクイティ」の判例群
 - (1) ERISA 法 § 502(a)(3)
 - (2) 恒久的差止命令と一時的差止命令
- IV 判例群への評価
- V まとめに代えて

Iはじめに

「コモン・ローとエクイティの区別はなくなった。」これは、英米の法学者の支配的見解であったし、現在も支配的見解と言って誤りではない¹⁾。しかしながら、近年のアメリカ合衆国連邦最高裁判所では、改めてコモン・ロー上の救済とエクイティ上の救済の区別について判断する事件が増えている。ここで言うコモン・ロー上の救済、エクイティ上の救済とは、前者が主に金

銭賠償を認める救済方法を、後者が金銭賠償以外の方法での救済を認めること(例えば、特定履行 [specific performance] や差止命令 [injunction])を指すと説明される²⁾。1873 年以降、コモン・ローとエクイティの区別はなくなったとしている上で、両者をわざわざ区別する理由や意義はどこにあるのだろうか。この疑問が、近年、アメリカの多くの学者・実務家間で議論となっている³⁾。

コモン・ローとエクイティの区別を理解するためには、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所それぞれの裁判所の歴史を遡る必要がある。樋口範雄教授は、英米法の入門的教科書である『はじめてのアメリカ法(補訂版)』の中で次のように記している⁴)。コモン・ローとエクイティの区分について、「それは、結局のところ、2つの点に集約されます。1つは、コモン・ローとエクイティという区分の意義を知るには英米法の歴史を遡る必要があるということであり、もう1つは、英米法の歴史が裁判所の歴史だということです。」5)コモン・ローとエクイティは、イングランドの歴史の中でそれぞれ異なる体系として発展し、現代においても、英米法を特徴づける2つの源流であると言えよう。そして、それらの区別を知るためには、それぞれの裁判所の歴史を知るほかないというわけである。ただし、それらの歴史は古く、エクイティに関しては中世のイングランド、コモン・ローに関してはおそらく1066年のノルマン・コンクエストにまで遡ることになる6)。

両裁判所が、歴史の中で別々の救済を与えるという伝統が続いていたが、19世紀に入ると批判を受けるようになり、1873年から 1875年にかけての最高法院法 (Supreme Court of Judicature Acts) によって、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所は統合されることになった。そして、新しく設置された高等法院 (High Court) の中に3つの部を置くことになったのである。このような経緯から、冒頭のようにコモン・ローとエクイティの区別はなくなったのだと考えられるのだが、実際には、現代でも区別自体は存在している。

例えば、アメリカ合衆国憲法修正7条は、「争われている額が20ドルを超す コモン・ローの訴訟においては、陪審裁判の権利が保持されなければならな い。そして陪審で裁判された事実は、コモン・ローの準則に基づくほかは、 合衆国のいかなる裁判所においても再審理されてはならない。」⁷⁾と規定している。つまり、コモン・ローかエクイティか、それは、救済の実体的内容だけでなく、陪審の利用といった手続き的な側面からも明確な区別はあると言える。

ところが、陪審員裁判を利用するか否かが問題となる場面ではなく、純粋にコモン・ロー上の救済が得られるのか、エクイティ上の救済が得られるのかといった伝統的なコモン・ロー上の救済と、エクイティ上の救済の区別を問題とし、その点について判示する判例群が近年出現し始めた8)。それらの判例群は、「新しいエクイティ(New Equity)」と呼ばれ、学者間での論争の的となっている9)。これらの判例群は、大きく2つの群に分けることができる。

第1群は、エクイティの救済の範囲に関する判決群である。従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974; 以下、ERISA 法) § 502 (a) (3) で規定されている「エクイティ上の救済 (Equitable relief)」がどのような救済なのかという点を判断した一連の判例である。合衆国連邦最高裁判所は、伝統的なエクイティ上の救済といった点に立ち返り、その点を強調・発展させるような判例が相次いでいる。

第2群は、どのような場合にエクイティ上の救済が受けられるのかという点に関する判決群である。恒久的差止命令・一時的差止命令といった伝統的にエクイティの救済として認められてきた分野において、どのような要件を満たせばそれらの救済が得られるのかという点についての判例が出現・発展し始めている¹⁰⁾。

確かに合衆国連邦最高裁判所は 2000 年代に入ってから積極的に「エクイティ上の救済」という枠を改めて見直した上で、コモン・ロー上の救済と区別し、救済を与えてきている。何故、多くの分野でコモン・ローとエクイティは融合したにもかかわらず、民事陪審の利用が顧慮されない場合の「救済」の場面においては、むしろ積極的に区別が強調されるのであろうか。この疑問に答えるために、まず前提として連邦最高裁判所がいかなる立場に立った

上で、どの範囲で、どのような救済を与えているかという点を明らかにする 必要があろう。

そこで、本稿においては、民事陪審の利用が考慮されない場面で、かつ、制定法で「エクイティ上の救済」と規定の解釈につき判断した事案、具体的には、ERISA 法 § 502(a)(3)における「適切なエクイティ上の救済」がいかなる救済であるかという点を判断した判決群と差止命令に関する判例を中心に検討し、合衆国連邦最高裁判所がいかなる視点から議論を展開しているのかという点を明らかにしたい。

II エクイティとは

(1) 伝統的なエクイティ

(a) 小 史:エクイティ裁判所¹¹⁾

本節では、伝統的なエクイティがいかなるものかという点について、簡単に概観したい。あくまで「簡単に」とするのは、エクイティを知るには長い歴史を有するエクイティ裁判所の歴史を知らなければならないのだが、本稿は、合衆国連邦最高裁判所で判断されたエクイティの判例を検討することを主たる目的としており、エクイティの歴史を掘り下げることを目的としているわけではない。したがって、ここでは、エクイティ裁判所がイングランドで誕生した経緯とその後アメリカではどのような扱いを受けてきたのかという点に焦点を当てて簡単にまとめたい。よって、上述の判例検討に必要な限りでエクイティ小史について述べることとする。

1066 年以降, エクイティ裁判所ができるまでの間, 最初に3つの国王裁判所¹²⁾が成立した。そこで適用された法は王国の一般慣習法であったため, これらの裁判所はコモン・ロー裁判所と呼ばれた。この時期, 国王裁判所以外にも教会の裁判所や領主の裁判所などさまざまな裁判所が存在していたが, 国王裁判所が他の裁判所よりも発展していくことになる。その背景とし

て、国王裁判所が巡回制度(circuit system)を有していたことなども挙げられるが、一番大きな理由としては、訴訟開始令状(original writ)を発給して国王裁判所へ誘導させていたことであった。当時、どの裁判所であったとしても、裁判を開始するためには大法官府(Chancery)から訴訟開始令状を発給してもらう必要があった。その際に、国王裁判所でしか訴訟を開始できない令状を発していたのである。この令状制度(writ system)により、裁判一般ではなく、紛争類型ごとに令状が存在し、様々な令状から訴訟を開始する訴訟方式(forms of action)が取られるようになった。

こうして他の裁判所よりも発展した国王裁判所ではあったが、中世の終わり頃には、国王裁判所では救済が得られないとして国王に請願を出す事案が増加した。コモン・ロー裁判所は、前述の通り、令状制度によって固定化してしまい、従来型の訴訟にしか対処できず、柔軟に事案に対処できなかった。いわゆる、コモン・ローの硬直化として批判されることになる。そして、請願は、大法官(Chancellor)に委ねられ、そこで紛争解決が積み重なり、15世紀の終わりまでには、一種の裁判所となっていた¹³⁾。これも国王裁判所ではあったが、コモン・ローでは解決できない事案に対して正義・衡平の観点から対処したため、エクイティの裁判所と呼ばれるようになる。エクイティ上の救済は、あくまでもコモン・ローの裁判所で認められる救済が不適切・不十分な場合にのみ与えられる。これを、エクイティの補充性と呼んでいる。さらに、救済を与えるか否かは、大法官の裁量に委ねられるとした。

このように、エクイティはコモン・ローを補充する法体系として発展し、William Blackstone はそのような法体系を称賛したのであるが、19世紀に入ると、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所が併存する体制が批判を浴びることとなり、1873年、1875年の最高法院法によって、両裁判所が統合されるに至ったのである。19世紀の後半に統合されたコモン・ローとエクイティ裁判所は、単一の裁判所によって裁判されるようになった。しかし、そのころまでに判例法理の体系がすでに確立していたがゆえに、それを完全に融合することはできず、それぞれの体系が維持された¹⁴⁾。高等法院の大法官

部は、エクイティ裁判所の伝統を引き継いでおり、歴史的継続性が今日でも 維持されているとするのが一般的理解である。エクイティがコモン・ローの 補充的役割を果たしてきたという点については、異論がないようである。

一方、アメリカの建国当初、一部の州でのみ、独立したエクイティ裁判所を有していたが、こちらも、1938 年連邦民事訴訟規則 (the Federal Rules of Civil Procedure in 1938) によって、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所は統合されたと考えられている。連邦地方裁判所については、独立したコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所というものは、存在しない。現在、43 の州ではそもそも独立したエクイティ裁判所を有していないが、デラウェア州・ミシシッピー州・テネシー州では独立のエクイティ裁判所を有している。その他、ニュージャージー州・イリノイ州クック郡では、単一の裁判所内に別々のコモン・ロー部 (division) とエクイティ部を有している。さらに、アイオワ州は、州憲法がコモン・ローとエクイティのために別個の管轄権と呼ぶものを統括する統一裁判所を有している。多くの州では、手続法においてはコモン・ローとエクイティは統一されており、実体法でも同様に両者はある程度統一されたと評価できる。一方で、救済という点については、連邦裁判所も州裁判所もいまだに明確に区別を行っている。

(b) その特徴

このエクイティは、いくつか特徴を有している。まず、エクイティは、「対人的に働く (Equity acts in personam)」とされており、対人的義務付けを行うものと考えられている。また、救済についても、判決に違反すれば拘禁 (imprisonment) 等の強制的な手段が用いられた。

また、コモン・ローに従う (Equity follows the law) という格言が示す通り、エクイティの基本原理そのものを示すものと考えられる。この法格言は、① エクイティがコモン・ロー上の準則・権利を前提に救済を与えるということを示すものである。エクイティ裁判所は被告のコモン・ロー上の権利の有効性を認めた上で、当該権利行使 (ないし、不行使) が正義 (justice) に合致すべき

かどうかという点を判断し、命じた。これは、大法官ないし裁判官に広範な裁量の余地が認められることを示すという点に異論はないが、裁判官が恣意的に救済を与えたり与えなかったりするわけではなく、もっと体系化されたエクイティの法の中で認められていったのである。また、この格言は、② エクイティは不必要にコモン・ローの原則を逸脱してはならないとするものである。これらは、エクイティの補充性を示していると言えよう。

そのエクイティの救済の多くが、金銭以外 (non-monetary) の救済であるという点も大きな特徴である。前述の歴史にある通り、柔軟に救済を与えようとしたため、金銭賠償がコモン・ロー上の救済、それ以外がエクイティ上の救済として発展した。

(2) エクイティ上の救済

(a) 種 類

現在、アメリカで通常利用されているエクイティ上の救済の主なものとして、以下のものが挙げられる。差止命令 (injunction)、特定履行 (specific performance)、文書訂正命令 (reformation)、権原確認 (手続き) (quiet title)、また、原状回復 (restitutionary remedies) として、擬制信託 (constructive trust)、エクイティ上のリーエン (equitable lien)、代位 (subrogation) そして解除 (equitable rescission ないし rescission) である。

(b) アメリカにおける区別の必要性

はじめにも述べたが、アメリカでは合衆国憲法修正7条がコモン・ロー訴訟において、陪審の利用に言及しているため、その利用の限りでコモン・ローとエクイティとの区別が必要となる。州レベルにおいてはどうか。人権規定の多くは組み込まれて(incorporated)州においても効果を発揮するものになっているが、修正5条の大陪審の規定や修正7条の民事陪審の規定は組み込まれていないので¹⁵⁾、合衆国憲法がそのまま適用されるわけではない。

しかし、各州は、修正7条と同種の規定を州憲法内に有している場合が多く、連邦と同様に、民事陪審の利用という点で、コモン・ローかエクイティかといった区分は存在するのである。その場合には、原告がコモン・ロー上の救済を求めているのか、エクイティ上の救済を求めているのかという点が重要視されている¹⁶⁾。

さらに、「エクイティ上の救済('equitable remedies' ないし 'equitable relief')」 と規定されている制定法に基づき原告が訴訟を起こした場合には、裁判所は やはり請求されている救済がコモン・ロー上のものなのか、エクイティ上の ものなのかを区別する必要が生じる。具体的には、ERISA 法 § 502(a)(3)で 規定されている「適切なエクイティ上の救済(appropriate equitable relief)」の ような場合である。

また、民事陪審の利用も問題にならず、制定法上の要求もない場合でさえも、裁判所は救済の請求の性質が、コモン・ロー上のものか、エクイティ上のものかといった区別を行っている。その場合には、「コモン・ロー上の救済では不適切な(no adequate remedy at law)場合に「プ)、原告にエクイティ上の救済が認められる」というよく知られた大原則を用いて区別を行うのである。ただし、この原則については、多くの学者から批判されている「8」。しかしながら、実際は、現在も慣行として行われ、近年に至っては合衆国連邦最高裁判所がこの区別を積極的に論じるに至っている。

III 「新しいエクイティ」の判例群

このように、現在においても、コモン・ローとエクイティの区別が問題となる場面が生じている。上記で示した民事陪審の利用以外でこれらの区別が生じる場面を、近年、合衆国連邦最高裁判所が積極的に判示している2つの判例群を例に挙げて検討する。

(1) ERISA 法 § 502(a) (3)

ERISA 法 § 502(a) (3) は,民事手続上の救済について以下の場合に,加盟者,受益者,または受託者によって,民事訴訟が提起される可能性がある。「(A) 本副章の規定または計画の条項に違反する行為または行為を禁じる場合,もしくは (B) (i) このような違反を是正するため,または (ii) 本章の規定または計画の条項を強制するために,その他の適切なエクイティ上の救済を得る場合」(強調は引用者)を規定している 19)。そこで規定される「適切なエクイティ上の救済 (appropriate equitable relief)」とは一体何を意味するのか。そして,そのエクイティ上の救済は,本条文でどのように機能しているのかという点 20) が問題であるとされてきた。

「適切なエクイティ上の救済」の意味については、合衆国連邦最高裁判所でも長年議論の対象とされてきた。ERISA 法の下での医療給付プランに加入するとそのプランの契約条項の一つに、返済条項(reimbursement clause)や代位条項(subrogation clause)と呼ばれる条項が含まれることがある。このような条項では、加入者が事故等により何らかの医療を受けた場合に発生する医療費の支払いをプランが一旦支払ってくれるが、後に加入者自身が裁判や和解等で第三者から金銭等を取り戻した場合には、プランから支払いを受けた範囲でプラン自体に返済すべきとする条項である。通常、第三者から受け取るであろうもの(金銭等)に対して第一順位の担保権(エクイティ上のリーエン [first lien])が設定され、優先弁済を受けられるような仕組みとなっている。一方で、この条項があるにもかかわらず、返済をしない加入者がいる。そこで、本件を含む一連の訴訟が提起されているわけであるが、そこで根拠とされる § 502(a)(3)で得られる「エクイティ上の救済」という文言、ないし、「適切な」エクイティ上の救済という言葉の解釈が問題となっているのである。

何がエクイティ上の救済に当たるかという点については、 $Mertens\ v$. Hewitt $Associates^{21)}$ で、「裁判所が分かれていた時代(つまり、1938 年以前のコモン・

ロー裁判所とエクイティ裁判所に分かれていた時代)にエクイティにおいて 典型的に利用可能であったカテゴリー」²²⁾の救済に限定されるのだとされ た。そして、原告が求める救済がコモン・ロー上のものであるかエクイティ 上のものであるかは、(1) 原告の請求 (claim) の基礎と (2) 求められた救 済 (remedy) の性質によるのである。さらに、裁判所が分かれていた時代に エクイティにおいて典型的に利用可能であった救済を指すとして、エクイ ティ上の救済として典型的な差止めや不当利得の返還は認めるが、金銭的賠 償は認めないと示されていた。なお、Corp. v. Howe²³⁾では、金銭賠償も訂 正命令 (reformation)²⁴⁾もエクイティ上の救済として利用可能とされた。つま り、経済的な損害を「不当利得の返還」とすることで、金銭賠償を ERISA 法 § 502(a)(3)の下でエクイティ上の救済としたのである。そこで、金銭賠償 が、適切なエクイティ上の救済か否かという問題が新たに出てきた。

次に、請求の基礎と要求された救済の性質をどのように性格づけるかという点において、3つの先例がその枠組みを提示してくれている。

はじめに、Great-West Life 判決²⁵⁾は、交通事故に遭った被告が、第三者 (交通事故の加害者) から和解金を得たところ、第一順位のリーエン権者たる 原告が支払った医療費につき返済するように求められた事案で、合衆国連邦 最高裁判所は、本件での請求の性質はエクイティ上のものというよりむしろ コモン・ロー上の救済の請求であるとした。典型的なエクイティの返還請求 (restitution) というのは、擬制信託やエクイティ上のリーエンを実行することを含んでいるのであり、そこでは、原告に属するものとして特定された金銭 や財産が、特定資金 (particular funds) や被告の占有する財産となって明確に 追跡できることが必要である。原告の請求は ERISA 法が許容するエクイティ 上の救済の範囲外のものであり、契約違反に基礎づけられた請求と解すべき であり、原告は契約に基づく義務違反を課すことはできるが、エクイティ上の救済を得ることはできないとした。

次に、Sereboff 判決²⁶⁾では、裁判所は、原告の請求の基礎、そして、求める救済の両者がエクイティ上のものである必要性があるという点を示した。

原告は、決済資金を、分離勘定(separate account)にした受益者から返済を求めたところ、その請求自体が、合意によるエクイティ上のリーエン²⁷⁾を実行することであったため、エクイティ上のものであるとされた。加えて、得られる救済もエクイティ上のものであると言えるとした。その理由として、原告は、受益者の「占有と管理下にある特別に特定可能な基金」を請求しているとされた。そこで規定される条項を実行すること、つまり、エクイティ上のリーエンや擬制信託のための訴訟を提起することで ERISA 法 § 502(a)(3)下のエクイティ上の救済が得られるという点を認めたことになる。一方で、何が「適切な(appropriate)」救済であるかという点については課題が残ることとなった。

最後に、McCutchen 判決²⁸⁾においては上記判決の判断枠組みが再確認され、請求の基礎となるものがエクイティ上のものであり、求められた原状回復という救済の性格そのものがエクイティ上のものであったということである²⁹⁾。

その後、これら3つの判例の判断枠組みを利用し、Montanile 判決30)では、「請求の根拠」と「救済の性質」の両方がエクイティ上のものであり、かつ、担保権(リーエン)の実行の条件とされる、分離して占有ないし管理されている場合にリーエンを実行すれば、エクイティ上の救済を得られるとしたが、その担保対象物を追跡不可能なものに消費してしまった場合は、リーエンが消滅し、請求はコモン・ロー上のものとなる。その結果、ERISA 法 \$502(a)(3)でのエクイティ上の救済は得られないと判示したのである。

本件の原告の請求は、被告が決済資金 (分離して管理・占有されたもの) を消費してしまった場合は、エクイティ上のものとは言えず、原告は ERISA 法 § 502 (a) (3) の救済を得ることはできないとされたのである³¹⁾。

このように、合衆国連邦最高裁判所は、エクイティ上の救済が得られる場合の範囲について、「請求の根拠」及び「救済の性質」の両方にエクイティ上の性質ないし特徴が認められる場合にのみ認められるのだとして、判例を 形成してきたのである。

(2) 恒久的差止命令 (permanent injunction) と 一時的差止命令 (preliminary injunction)

もう一つの判例群は、特許法 (patent law) 分野において、特許が侵害されていることを特許権者が立証した場合に認められる恒久的差止命令についてである。そもそも、差止命令 (injunction) はエクイティ上の救済に当たり、伝統的にエクイティ裁判所で与えられてきた最も典型的なエクイティ上の救済の一つである。特許法の下では、自らの特許を侵害された特許権者は過去の侵害を補償するための金銭的損害賠償を得ることができる。これとは別に、将来の損害は特許法に基づく恒久的差止命令によって抑止することができるとされる。この判例群の分野で最も影響力を持つとされるのが eBay 判決32)である。本事案において、原告 (MercExchange L.L.C.) は、個人向けのオンライン製品販売に用いられるビジネス方式を対象とした合衆国特許 (2つ)の所有者である。原告は、被告 (eBay) を相手に特許権侵害を主張した。陪審は、被告が当該特許両方を侵害しておりそれは故意によるものであると判断し損害賠償を認めたが、原告は当該特許に関して以降の侵害を禁じる恒久的差止命令も請求していた。

2006年、合衆国連邦最高裁判所は、エクイティ上の救済に当たる恒久的差止と言うがどのような場合に認められるかという判断につき、その法的要件を大幅に変更した。そこで示された要件というのが、以下の4つの要素である³³⁾。

- (i) 回復不能の損害を被っていること
- (ii) その損害を補償するのに、金銭賠償のようなコモン・ロー上の救済 では不十分であること
- (iii) 恒久的差止命令が下された場合に、被告の被る困難と原告の損害と を比較考量すると、被告の困難の方が小さいこと

(iv) 恒久的差止命令によって公共の利益が阻害されないこと

合衆国連邦最高裁判所がこの4つの要素テストを打ち出したことについては、特許法に携わる実務家たちを驚かせたようであるが³⁴⁾、研究者にも大きな衝撃を与えることになった³⁵⁾。理由は2つある。第1に、この要件が突如出てきた要件であったという点である。多くの場合は、判例の蓄積や他の分野(例えば、別の分野で判示された差止命令の要件が本件に影響を与える等の場合)からの影響でこのような要件が出てくる場合もある。しかし、この4つの要件についてはそれまで一度も言及されてこず、本判決で初めて打ち出されたのである³⁶⁾。第2に、この要件が恒久的差止命令だけでなく、一時的差止命令についても適用されるようになり、現在、本判決の打ち立てた要件についての適用範囲が広がっているという点である。したがって、eBay 判決の影響(implication)は当初想定されていたよりも大きく、その射程は判決が出された当初に考えられていたよりも広範囲となっている³⁷⁾。

第1の点に連邦最高裁判所が打ち立てた4要素テストは、伝統的なエクイティの慣行とは、3つの点で大きく異なっているとされる³⁸⁾。第1に、eBay判決での4要素テストは、それ自体が個別的で且つ明確に定義されたテストを形成するものであったということ。第2に、このテストは、回復不能な損害及びコモン・ロー上の救済の不適切性という要件を重複して述べていた点。第3に、このテストは、その要因を真の要因としてではなく、4つの別々に評価されたものとして提示していることである。特に、注目すべき点は、eBay判決で示されたテストが4つの特定された要素に焦点が当てられていて、明らかに伝統的なエクイティ上の要素を下位へと追放してしまったという点である。なお、eBay判決が出される以前は、一時的差止命令を出すに当たって裁判所は以下の点を考慮に入れていた³⁹⁾。

- (1) 差止命令が発令されない場合に、申立人が回復不能な損害を被るか否か。(2) その法的主張のメリットについて申立人の成功の可能性があるか。
- (3) 差止命令が否定された場合の申立人が被る困難さと、差止命令が認めら

れた場合に相手方当事者が被るだろう困難さとの比較考量。(4) 一時的差止 命令が与えられることが、公共の利益に反するかどうか。

しかしながら、連邦最高裁判所が、1987年判決⁴⁰⁾で一時的差止命令の基準 と恒久的差止命令の基準は本質的に同一であると述べていたことを受けて、 一時的差止命令にも本件射程が及ぶと理解される。

IV 判例群への評価

これら両方の判例群に共通点を挙げるとすると、いずれの判例も歴史的なアプローチを用いて「エクイティ上のもの(Equitable)」が何であるかを明らかにしようとしている点である⁴¹⁾。特に、ERISA 法を中心としたエクイティの判例群においてはその傾向が顕著に見られる。「適切なエクイティ上の救済」が何を示すかという点を明らかにするために用いたのは、「裁判所が分かれていた時代にエクイティにおいて典型的に利用可能であったもの」というフレーズであった。これは、Grupo 判決⁴²⁾で用いて以降、ERISA 法関連判例で何度も繰り返し引用されるフレーズである。

つまり、現在の合衆国連邦最高裁判所は、歴史的・伝統的に認められていたエクイティ上の救済というオリジナルに立ち返った上で、それを発展させているのだと評価する方が正確なように思われる⁴³⁾。言い換えると、次々と「新しい」エクイティを創造しているというわけではなく、元々伝統的に有していたエクイティ上の救済を「復活」させ、まとめ上げているのである。

一方で、学説はこうした連邦最高裁判所のアプローチ方法ないし態度に対して批判的である。エクイティの内容について裁判官の間で対立が激化しているという批判、連邦最高裁判所は歴史を人工的に作り上げてそれに依拠しているのだとする批判、連邦最高裁判所が奇妙な法理を打ち立ててしまったという批判、エクイティの機能的側面を無視しているという批判、なぜこのような歴史的アプローチに立つのかといった正当化根拠が示されていないと

する批判等,多岐に渡って展開されている。現代において,民事陪審の利用 といった手続的側面から救済の区分が問題となる場合を除いて(このような場 合には原告はコモン・ローの救済とエクイティ上の救済を同時に請求するようであるが), 単純に救済が認められるか否かという場面での救済の区分を積極的に論じる べきでないと考える研究者は多い⁴⁴⁾。

学説の多くで一致している点は、近年に見られる連邦最高裁判所は、エクイティ上の救済という場面で、区別論を積極的に展開しているということ、その区別に際しては、歴史的アプローチを採用してエクイティの歴史を概観し、その特徴や歴史的経緯に依拠した上で、要件を導き出し、それをあてはめるということが行われている点である。しかしながら、区別論と歴史的アプローチの採用という点から、二点、疑問を呈することができる。① 歴史的アプローチを採用したとしても、何故、エクイティ上の救済を区別する必要があるのかという問題、② この判決の立場は、裁判官の一致した見解なのだろうか、今後はどう展開するのかといった今後の方向性の問題である。

第1の疑問点,区別の意義と要件に関して。前述 II (1) (b) で示した通り, エクイティの特徴はその補充性にある。それは,本稿で紹介した判例群で示された要件の中にも表れており,金銭賠償で不十分な場合にはエクイティ上の救済が認められるという部分である。法システムを有する社会において,何かの行為を強制したり,禁止したりする権能が裁判所に与えられていなければ,実質的な救済を図ることができない⁴⁵⁾。英米法の法システムの中では,その救済方法を有していたのがエクイティであり,それを区別するために当該要件が必要であった。

では、金銭賠償以外の救済(non-monetary remedies)がすべてエクイティ上の救済に当たるのかというとそういうわけではない⁴⁶⁾。コモン・ロー上の救済の中にも、エクイティ同様、ある人の行為を強制・禁止しているものが確かに存在する。また、その逆もあり、エクイティ上の救済の中の原状回復義務の内、不当利得の返還請求などは実質的には金銭を支払わせるという方法での救済を図るので、これもまたコモン・ローの救済との区別の境界線が曖

昧である。金銭賠償以外の救済がエクイティの独占事項であったのであれば、区別論を展開する意義は認められやすいかもしれないが、ここの境界線が実は歴史的にも曖昧であったとすると、歴史的アプローチを採用するとする方法論を展開するだけでは積極的に区別することを正当化できないであろう。

第2の疑問点、合衆国連邦最高裁判所と今後に関して⁴⁷⁾。そもそも、この歴史的アプローチに対して、連邦最高裁判所の裁判官全員が賛同しているかという点については、もう少し慎重に捉えるべきであろう⁴⁸⁾。例えば Grupo判決⁴⁹⁾では、いわゆるイデオロギー対立が生じるライン(ideological line;通常5対4に分かれるライン)において、裁判官の間に見解の対立が見受けられた⁵⁰⁾。その後の判例ではややその傾向はなくなってきているようであるが、イデオロギー対立が完全になくなったと考えるのは、ギンズバーグ裁判官の反対意見を見る限りでも、やはり不自然であると言える⁵¹⁾。

この分野の判例について、今後どのような展開を見せるのかという点については、今日の連邦最高裁判所の裁判官たちの顔ぶれに注目する必要がある。2016年2月13日に、スカリア裁判官が突然亡くなってしまった。裁判官は、大統領が指名し、上院の承認(上院議員過半数以上の賛成)を経て任命されることになっている⁵²⁾。当時、バラク・オバマ大統領は、新しい裁判官を任命するはずだったが、オバマ大統領が指名するも上院の承認を得られずに、結果としてトランプ大統領がゴーサッチ裁判官を任命することとなった⁵³⁾。一方で、スカリア裁判官は、元々、イデオロギー的には保守的な(右寄りの)裁判官で、その裁判官が保守的なイデオロギーを持つゴーサッチ裁判官と入れ替わったにすぎず、その後の判例に大きな影響を及ぼすような交代ではなかったと考えられている。

しかし、2018年6月、ケネディ裁判官が引退を表明し、トランプ大統領が2人目の裁判官を任命することになった。ケネディ裁判官は、共和党の大統領が指名した現役裁判官5人(ケネディ裁判官、トマス裁判官、ロバーツ裁判官、アリート裁判官、ゴーサッチ裁判官)の中で、最も穏健な立場である。すなわち、

2005年のオコナー裁判官の引退以降は、ケネディが長らく最高裁の中位投票者 (median voter)であったと考えられていたのだ。新しく任命されたカバノー裁判官は、ケネディ裁判官やロバーツ裁判官よりも保守的と予想される。そのため、ロバーツが新たな中位投票者となり、最高裁の重心は大幅に保守側にシフトすることが予想される。

このような状況で、エクイティ上の救済をめぐる判決は、より保守的な、つまり伝統を重視した、歴史に依拠した現在の形を発展させる可能性が高い。より区別を明確化し、さらに、その区別を固定化する可能性もある。現在のところ、2019年に新体制となった連邦最高裁判所で、本稿で紹介した判決群に関連する事件は係属していないようであるが、今後、さらに注視する必要があろう。

V まとめに代えて

本稿では、コモン・ローとエクイティが融合した後も、「エクイティ上の救済」という枠でのみ、その区別が残る理由を探求することを目的とし、その前提段階としての近年の合衆国連邦最高裁判所の一連の判決とその学説動向について検討した。特に ERISA 法 § 502(a)(3)で規定される「エクイティ上の救済」の連邦最高裁判所での法解釈、さらに、差止命令関連のリーディングケースを検討対象として、要件に関する部分に注目した。

そこで認められる連邦最高裁判所による判断の特徴は、歴史に依拠したアプローチないし方法論で判断を下しているという点である。さらに、その依拠している歴史は、エクイティ裁判所が存在していた時代に見出すことのできる伝統的エクイティの特徴をその根拠としていた。しかしながら、連邦最高裁判所の判断の中で、その歴史に依拠することに対する正当化根拠が見出せず、区別が残る実質的理由を見出すには至らなかった。一方で、元々イデオロギー対立のあるこの分野の判例群は、新体制の連邦最高裁判所の下で、

区別をさらに認める方向へと傾く可能性があり、今後も注目しながら研究していく必要があるだろう。

本稿で検討した判例群は、「エクイティ上の救済」について判断している 目立った判例群を抽出したにすぎず、すべての関連判例群を精査したわけで はない点は留意されたい。本稿では検討できなかったエクイティ上の防御に 関する判例や、まだあまり注目されていない判例に関する研究は別稿に譲る こととしたい。連邦最高裁判所が、歴史的アプローチに立つ以上、それを支 える正当化根拠が必要で、「救済」の区別の必要性のみ提示するだけでは、 今後も学説の強い批判は免れない。本稿では、前提となる連邦最高裁判所の 立場のみを確認したが、今後は、さらにエクイティ上の救済そのものの性質 に踏み込んで検討することを課題としたい。

注

- 1) Samuel Bray, The System of Equitable Remedies, 63 UCLA L. Rev. (2016) at 532.
- 2) 樋口範雄『はじめてのアメリカ法(補訂版)』(有斐閣・2010年) 140-143頁。
- 3) See Keith Mason, The Distinctiveness of Law and Equity in the Taxonomy of the Constructive Trust, in The Restatement Third: Restitution and Unjust Enrichment: Critical and Comparative Essays 185, Charles Mitchell & William Swadling eds (2013).
- 4) 樋口・前掲注2)第9回コモン・ローとエクイティを参照。
- 5) 樋口・前掲注 2) 140-141 頁。
- 6) ノルマン・コンクエストとは、1066年、ヘースティングスの戦いに勝利し、ウィリアム1世がノルマン朝を開いた出来事。これによって、イングランドはノルマン人に支配されることになる。
- 7) The 7th amendment: 'In suits at common law, where the value in controversy shall exceed twenty dollars, the right of trial by jury shall be preserved, and no fact tried by a jury, shall be otherwise reexamined in any court of the United States, than according to the rules of the common law.' なお,修正7条の訳語については、松井茂記『アメリカ憲法入門〔第8版〕』(有斐閣・2018年)。
- 8) カナダでも現在はそのような傾向にあると言われている。
- 9) Samuel Bray, *The Supreme Court and the New Equity*, Vand. L. Rev. vol. 68, no. 4, pp. 997–1054 (2015).
- 10) Bray 教授は、(特許法関連の) 差止命令(恒久的差止・一時的差止) に加えて、

エクイティ上の防御も、判例群として取り扱っている。しかし、差止命令とエクイティ上の防御を同一カテゴリーとして扱うべきか否かについては、慎重に検討すべき点であると考え、本稿においては検討の同一カテゴリーの判例群として扱わなかった。この件については、さらなる検討を加えた上で、別稿に譲ることとした。

- 11) 参照文献: 戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門 歴史, 社会, 法思想から見る』 (法律文化社・2018 年)。エクイティの領域は, 中世にまで遡って議論がなされ, 現存の資料が乏しいということもあって, はっきりとした定説はない。多くは, メイトランドのケンブリッジ大学での講義によるものであり, その研究にとって最も重要な文献である See also Frederic Maitland (1906) Equity: A course of Lectures (Cambridge; CUP) (reprinted in 2011).
- 12) 財務府裁判所 (Court of Exchequer), 人民間訴訟裁判所 (Court of Common Pleas), 王座裁判所 (Court of King's Bench) の 3 つの裁判所のことである。
- 13) Bray, *supra* note 1, at 537.
- 14) 田島裕『エクイティの法理 英米の土地法・信託法・家族法』〔著作集 5〕(信山社・2013年) 3頁。
- 15) See McDonald v. City of Chicago, 561 U.S. 742, 765 n. 13 [2010].
- 16) Chauffeurs, Teamsters and Helpers, Local No. 391 v. Terry, 494 U.S. 558, 565 [1990].
- 17) Laycock によると、これは「回復不能な損害の原則 (irreparable injury rule)」と呼ばれている。 See Douglas Laycock (1991) The Death of the Irreparable Injury Rule (Oxford: Oxford Univ. Press on Demand).
- 18) See Bray, supra note 1 and 9.
- 19) 'ERISA § 502(a) (3): A civil action may be brought— (3) by a participant, beneficiary, or fiduciary (A) to enjoin any act or practice which violates any provision of this subchapter or the terms of the plan, or (B) to obtain other appropriate equitable relief (i) to redress such violations or (ii) to enforce any provisions of this subchapter or the terms of the plan[.]' 29 U.S.C. § 1132(a) (3) (1982).
- 20) コモン・ローとエクイティの区別について、現代的意味はないとされることが多いが、近年、また注目される判決が目立っている。参照、Bray, supra note 9.
- 21) Mertens v. Hewitt Associates, 508 U.S. 248 (1993).
- 22) Ibid.
- 23) Varity Corp. v. Howe, 516 U.S. 489 (1996).
- 24) 訂正命令とは、契約書の記載と当事者意思が合致しない場合等にエクイティ裁判所が発することのできる命令の一つである。
- Great-West Life & Annuity Insurance Co. et al. v. Knudson et al., (99-1786) 534
 U.S. 204 (2002).

- 26) Sereboff v. Mid Atlantic Medical Services, Inc., 547 U.S. 356 (2006).
- 27) 優先弁済権のこと。債権者が占有を有しない債務者の特定財産より、一般債権者 に先んじて弁済を受けることのできるエクイティ上の権利。
- 28) U.S. Airways v. McCutchen, 133 S. Ct. 1537 (2013).
- 29) McCutchen 判決では、契約文言が、「損失補塡原則 (make whole doctorine)」等のいかなる潜在的なエクイティ上の考慮やエクイティ上の防御にも勝るとして、契約文言の優位性を確認したという点でも注目される。
- 30) Montanile v. Board of Trustees of the National Elevator Industry Health Benefit Plan, 136 S. Ct. 651 (2016).
- 31)本判決は、実務への含意が大きいと指摘されるが、以下の四点にまとめることが可能であろう。第1に、第三者から回復したものに対して、エクイティ上のリーエンが設定されている、ないし、それが擬制信託になるとの文言が返済条項に含まれる必要があること、第2に、条項の規定で、プランに返済するという内容の規定となっており、かつ、それは弁護士費用などより優先するという内容になっていること、第3に、加入者が第三者から訴訟等で得た場合には、ブランは「直ちに」加入者に返済を求める必要があること、第4に、もし加入者が返済しない場合は、その決済資金を使用しないように加入者と何らかの合意をする必要があるということである。また、本件の射程は、年金にも及ぶと考えられるため、例えば年金の資金運営者が加入者に多く支払ってしまった場合には、加入者がその多く支払った部分について消費してしまう前にすぐに返済を求める請求をしなければならない可能性が高い。See James P. Baker and Emily L. Garcia-You, Timing is Everything: New Rules for Enforcing Medical Plan Reimbursement Rights, 29 Benefit L.J. 2, pp. 113–122 (2016) at 121, K. Scott Hamilton, Kimberley J. Ruppel, ERISA Decisions of Interest, 9 The Journal of Insurance and Indemnity L. 3, pp. 19–23 (2016) at 20.
- 32) eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006).
- 33) *Ibid.*, at 391: (1) that it has suffered an irreparable injury; (2) that remedies available at law, such as monetary damages, are inadequate to compensate for that injury; (3) that, considering the balance of hardships between the plaintiff and defendant, a remedy in equity is warranted; and (4) that the public interest would not be disserved by a permanent injunction.
- 34) Eric J. Fues, *Implication of eBay c. MercExchange* (2007) (https://www.finnegan.com/en/insights/implications-of-ebay-v-mercexchange.html). (最終アクセス 2019年2月15日)。
- 35) Bray, *supra* note 9, at 1023.
- 36) Mark P. Gergen, John M. Golden & Henry E. Smith, *The Supreme Court's Accidental Revolution? The Test For Premanent Injunctions*, Columbia L.R. vol. 112, no. 2,

- pp. 203-249, at 207.
- 37) Ibid.
- 38) Ibid.
- 39) 11 A Charles Alan Wright, Arthur R. Miller & Mary Kay Kane, Federal Practice and Procedure § 2948 at 131 (2nd ed. 1995).
- 40) Amoco Prod. Co. v. Village of Gambell, 480 U.S. 531, 546 n. 12 [1987]: "The standard for a preliminary injunction is essentially the same as for a permanent injunction with the exception that the plaintiff must show a likelihood of success on the merits rather than actual success."
- 41) Bray, supra note 9.
- 42) Grupo Mexicano de Desarrollo, S. & NBSP; A. v. Alliance Bond Fund, Inc. (98-231) 527 U.S. 308 (1999).
- 43) Bray, supra note 9.
- 44) T. Leigh Anenson, Treating Equity Like Law: A Post-Merger Justification of Unclear Hands, 45 Am. Bus. L.J. 455 (2008); Douglas Laycock, The Triumph of Equity, 56 Law & Contemp. Probs. 53 (1993); Doug Rendleman, The Trial Judge's Equitable Discretion Following eBay v. MercExchange, 27 Rev. Litig. 63 (2007); Caprice Roberts, The Restitution Revival and the Ghosts of Equity, 68 Wash. & Lee L. Rev. 1027 (2011).
- John Langbein, The Dissapearance of Civil Trial in the United States, 122 Yale L.J. 522, at 539.
- 46) Bray, *supra* note 1, at 558–559: "Here five remedies are considered that are non-monetary and also non-equitable: mandamus, habeas corpus, replevin, ejectment, and the declaratory judgment."
- 47) 松井孝太「労働組合のさらなる苦境: Janus 判決と最高裁判所における保守派の攻勢」(https://tkfd.or.jp/research/detail.php?id=182) (最終アクセス 2019 年 2 月 15日)。
- 48) Bray, supra note 9.
- 49) Grupo Mexicano de Desarrollo, S. & NBSP; A. v. Alliance Bond Fund, Inc. (98-231) 527 U.S. 308 (1999).
- 50) Bray 教授は、この点、Grupo 判決以降には、明確なイデオロギー対立はなかった と説明している。
- 51) 連邦最高裁判所内では、純粋な法律解釈問題については基本的に全員一致の判決となりやすく、イデオロギー対立が起こり5対4で分かれるような判断については純粋な法解釈問題以外のイデオロギーイシューを含んでいるので、今後、全員一致になるといったことはあまり考えられない。See Lee Epstein、William Lndes & Rich-

- ard Posner, Are Even Unanimous Decisions in the United States Supreme Court Ideological?, Northwestern University L. Rev. vol. 106, no. 2 (2012).
- 52) See U.S. Constitution Article 2, Section 2.
- 53) 2016年から1年2カ月程は一席空いた状態だった。2016年は8名で裁判を行っており、その間、一度だけ完全に判断が分かれてしまった(4対4)。「時間・お金・労力の無駄」であるとの批判も強かった。
- [付記] 本研究は、2018年度南山大学パッへ研究奨励金 I-A-2 に基づく研究成果の一部である。